

○横浜市障害者研修保養センター条例施行規則

昭和 59 年 10 月 25 日

規則第 111 号

注 平成 2 年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市障害者研修保養センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市障害者研修保養センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市障害者研修保養センター条例(昭和 59 年 10 月横浜市条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第 2 条 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘(以下「センター」という。)の利用時間は、次のとおりとする。

施設区分		利用時間
宿泊室	宿泊	午後 4 時から翌日の午前 10 時まで(2 泊以上する場合は、入所する日の午後 4 時から退所する日の午前 10 時まで)
	休憩	午前 11 時から午後 3 時まで (宿泊と連続して利用する場合は、宿泊の前の休憩は午前 11 時から当日の午後 4 時まで、宿泊の後の休憩は午前 10 時から当日の午後 3 時まで)
研修室、児童遊戯室及び機能回復訓練室		午前 9 時 15 分から午後 9 時まで
相談室		午前 9 時 45 分から午後 4 時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの利用時間を変更することができる。

(平 4 規則 15・平 10 規則 42・一部改正)

(休所日)

第 3 条 センターの休所日は、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの休所日に開所し、又は休所日以外の日を開所しないことができる。

(平 14 規則 32・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 7 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) センターの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 99・全改)

(利用料金の後納)

第 5 条 条例第 10 条第 3 項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平 10 規則 42・全改、平 17 規則 99・一部改正)

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 11 条に規定する規則で定める場合は条例第 9 条の規定によりセンターの利用の許可を受けた障害者及びその家族が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている場合とし、免除する利用料金の額は当該利用料金の全額とする。

(平 10 規則 42・平 17 規則 99・一部改正)

(利用料金の返還)

第 7 条 条例第 12 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(1) 条例第 9 条の規定によりセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の責めに帰することのできない事由によってセンターの利用の開始又は継続ができなくなった場合

(2) 利用者がセンターの利用の日の 2 日前までにセンターを利用しない旨を申し出た場合

(平 10 規則 42・平 17 規則 99・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 6 規則 64・一部改正、平 17 規則 99・旧第 9 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 59 年 11 月 7 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月規則第 16 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月規則第 15 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 7 月規則第 64 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月規則第 42 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成 14 年 3 月規則第 32 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月規則第 31 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月規則第 99 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別記様式(第 4 条第 1 項)

(平 17 規則 99・全改)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)